携帯情報端末の取扱いに関する申合せ事項

令和2年9月30日(改正)

議会運営委員会決定

資料５

１　基本認識

　　議員は、「言論の府」である議会の構成員として、審議及び表決に加わり、議会意思の形成に参画するため、議会の会議中は、議事に専念すべきものであるとの本来の使命並びに、会議規則第１０７条に基づく議会の品位を重んじるという立場から、その節度ある対応を前提に、議場及び委員会室（オンライン出席委員が現にいる場所を含む）における携帯情報端末の取扱いに関し、以下のとおり申し合わせるものとする。

２　持込みできる機器

　　次項で定める、「使用できる機能」を有する携帯情報端末（ノートパソコン含む）とする。

３　使用できる機能の範囲

　　下記の機能の使用に限定する。

　⑴　会議に関係のある資料等を閲覧及び検索する機能

　⑵　審議経過等を記録するためのワードプロセッサ機能

　⑶　オンラインにより委員会に出席するための機能

４　禁止事項

　　下記の行為を禁止する。

　⑴　音声、操作音等を発するなど、会議の運営上支障となる行為

　⑵　会議の撮影及び録音

　⑶　会議に関係のない資料の検索、閲覧、作成等

　⑷　会議中の情報の外部への発信

　⑸　電子メールの送信、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）等への投稿

　⑹　その他３に掲げる機能を使用する以外の行為

５　その他

⑴　電源は、バッテリーを用いること。ただし、オンライン出席委員はこの限りでない。

　⑵　事前の許可申請の手続きは必要としない。